

【表紙】

【発行登録番号】	26-関東155
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月22日
【会社名】	古河電気工業株式会社
【英訳名】	Furukawa Electric Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 柴田 光義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
【電話番号】	東京03(3286)局3001
【事務連絡者氏名】	財務・調達本部経理部財務課長 澤本 幸利
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
【電話番号】	東京03(3286)局3001
【事務連絡者氏名】	財務・調達本部経理部財務課長 澤本 幸利
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成26年9月30日)から2年を経過する日(平成28年9月29日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 140,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

運転資金、設備資金、借入金返済、社債償還資金、コマーシャル・ペーパー償還資金、関係会社等に対する出資および融資に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第192期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第193期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月6日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年9月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年7月23日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日(平成26年9月22日)までの間において生じた変更は以下のとおりであります。変更箇所は下線で示しています。

なお、以下の記載には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日(平成26年9月22日)現在において判断したものであります。以下に記載の内容を除き、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は、本発行登録書提出日(平成26年9月22日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

[事業等のリスク]

10) 法令違反等

(前略)

また、一部の自動車メーカーとは、自動車用ワイヤーハーネス・カルテルに関する損害賠償の交渉を行っている。

また当社は、自動車用ワイヤーハーネス・カルテルにより、平成26年8月に、中国において同国独占禁止法違反の決定を受け制裁金を支払っている。これに関連して、自動車メーカーから損害賠償を求められる可能性がある。

上記のほか、当社は、平成25年12月に東京電力株式会社の発注する架空送電工事に、平成26年1月に関西電力株式会社の発注する架空送電工事に、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けている。

(後略)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

古河電気工業株式会社 本店 (東京都千代田区丸の内二丁目2番3号)

株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし